# 合併市に関する調査

記入月日:平成17年7月1日

#### 基礎情報

都道府県・市名	長野県・佐久市(さくし)		
合併期日	平成17年4月1日		
合併形式	新設合併		
住所 (旧市町村名も記載)	長野県佐久市中込3056番地(旧佐久市)		
人口 (合併直近の国調)	100,016人(平成12年国調)		
面積	4 2 3 . 9 9 k m²		
議員定数	3 4人		
関係市町村名	佐久市、臼田町、浅科村、望月町		

# 関係市町村合併直前の状況

平成17年3月31日現在( 高齢化比率はH12国調)

関係市町村	市町村名	人口(人)	面積 (km²)	議員数 (人)	高齢化比率 (%)
	佐久市	67,629	192.62		20.9
	臼田町	15,350	83.21	17	24.8
	浅科村	6,603	19.52	15	24.9
	望月町	10,453	128.64	18	28.3
合計	-	100,035	423.99	73	-

# 関係市町村の財政状況 \*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

#### 平成15年度決算

	1 132.10 1 12/1/34					
関係市町村	市町村名	歳入合計 (千円)	地方税 (千円)	地方交付税 (千円)	指定団体等の指定状況	財政力指数
	佐久市	23,750,898	8,365,139		低開発・山振・ 辺地ほか	0.599
	臼田町	6,293,813	1,315,946	2,094,706	低開発・辺地ほ か	0.394
	浅科村	3,600,336	555,019	1,351,256	 低開発・辺地ほ か	0.289
	望月町	5,951,017	929,517	2,572,576	山振・過疎・辺 地ほか	0.284
合計	-				-	-

# 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日: 平成15年12月22	2日 解散年月日: 平成17年3月31日	
内 容	組織:会長(佐久市長) 副会長(臼田町長、浅和 委員(助役、議長、識野	斗村長、望月町長) 見を有する者) 計20名	
住民発議について	<b>有</b> )• 無		
市町村建設計画	計画の期間:平成17年度から	S平成27年度	
基本計画の主要項目	新市将来像:「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」 新市の施策 たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存・継承と発祥 ネットワークで築く地域の個性・特色を活かした多機能都市づくり 地域間交流・異業種交流による産業基盤の強化と新たな産業の創出 みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成 水と緑きらめく自然と共に生きる快適環境の創出 市民生活の安全確保と市民満足度の向上		
旧市町村庁舎の利活用	旧佐久市役所を本庁とし、旧3町村役場を総合支所として活用		
電算システムの統合	1. 新規システムの構築 2. 既存システムの活用 3. 相互システムの活用 4. その他 から選択 1		
議会の議員の定数に関する特例	有(無	有の場合: - 名	
議会の議員の在任に関する特例	有(無)	有の場合: - 年 - ケ月	
議会の議員の報酬額	月額:34.9万円 (ただし、平成17年7月1日より当分の間3%の抑制措置を行う)		
地域審議会の設置について	有(無		
内 容	特になし		
地方税に関する特例	有(無)		
内容	特になし		
合併特例債発行限度額 (億円)	新市のまちづくりのための建設	Q事業355.6億円、基金29億円	

#### その他

その他	
	主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例:庁舎の位置等)
協議された事項	合併の方式:新設合併とする 合併の期日:平成17年4月1日とする 新市の名称:「佐久市」とする 事務所の位置:佐久市中込3056番地(旧佐久市役所)とする 臼田町・浅科村・望月町の役場の位置に支所を置く 財産の取り扱い:4市町村及び佐久下水道組合が所有する財産は、新市に引き継ぐ 新市の議会の議員の定数:定数を34人と定める 議会の議員の任期及び定数の取り扱い:合併特例法による特例は適用せず、新市設置の 日から50日以内に選挙を行う 農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱い:新市に1つの農業委員会を置き、選挙に よる委員の定数を40人とする 4市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法による特例を適用 し、平成17年5月19日まで引き続き在任する 地方税の取り扱い:納期、税率は新市において統一する 都市計画税は、新市において賦課する 一般職の職員の身分の取り扱い:4市町村及び佐久下水道組合の一般職の職員は、新市 の職員として引き継ぐ
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	合併後、調整するとした事務事業の調整 (例:区運営費補助金、イベント、下水道使用料、各種施設の減免基準)